

平成20年6月6日
全木連

違法伐採総合対策推進協議会証明方法検討部会を巡る経緯 第4回証明方法検討部会資料

1 設立主旨

政府がグリーン購入法に基づき木材・木材製品に合法証明等を求める措置を導入したことに伴い、林野庁補助事業である違法伐採総合対策推進事業の一環として、違法伐採総合対策推進協議会の議論を踏まえ、林野庁ガイドラインに基づく、「合法証明等に対する取組に関する業界団体、事業者の取組状況等に関する調査、検証結果も踏まえつつ、証明方法のあり方（ガイドライン）について検討を行うことを目的」として、社団法人全国木材組合連合会に設置。

2 経緯

（平成18年度部会の開催経緯）

18年度7月に第一回と3月に第二回の部会を開催した。

その中で、主としてNGO関係者は、現在のガイドラインは不十分であり、①伐採地までたどれるトレーサビリティが不可欠、②伐採時点だけでなく加工運搬各段階の法規制との関係を含めるべき、③持続可能性について具体的な指針を明確にすべき、と主張。他方、業界関係者は、この制度の定着に全力をあげるべき時であり、制度の問題点や次のステップの話が皆の関心に上ると、その努力に水をさすことになるので慎重に検討すべき、と指摘。

（平成19年度第三回部会）

19年度は20年3月12日第三回（通算）部会を開催し、①「平成19年度違法伐採総合対策推進事業の実行結果等について」事務局から説明、②「証明方法の検討のあり方について」事務局より資料にもとづき証明方法について現時点で指摘のあった点や、考えられる問題点についての説明があった。また、小浜委員より事前に提出のあった資料にもとづき説明があった後、質疑が行われた。柿澤座長は議論の最後に「①合法性・持続可能性の定義を決めることが重要で、これには時間がかかるが話し合いを続けていく必要がある。②供給側については合法木材の信頼性を向上させるため事業者、認定団体両方の認識の浸透をはかること、③需要側については普及活動の他その他の制度を導入し、合法木材調達への認識を深めてもらい調達時に合法木材を指定してもらうことが必要である。④さらには前記の②と③を進めていく上で、合法木材証明方法について制度上の問題点を検討し、また運用面での工夫ができることを検討する必要がある。」とまとめた。

（その後の状況）

19年度の検証事業について報告書が取りまとめられた。

違法伐採総合対策推進協議会証明方法検討部会設置要領

1 目的

政府がグリーン購入法に基づき木材・木材製品に合法証明等を求める措置を導入したことに伴い、業界団体、事業者においては、林野庁ガイドラインに示された証明方法を参照しつつ合法証明等に取り組むことになると考えられるが、本部会においては、これに関する業界団体、事業者の取組状況等に関する調査、検証結果も踏まえつつ、証明方法のあり方（ガイドライン）について検討を行うことを目的とする。

2 構成員

林野庁ガイドラインの検討等に関係した林業、木材関係の業界団体及び環境NGO、並びに学識経験者から全国木材組合連合会会長が委嘱する。（別紙）

3 検討事項

- （1）証明方法のあり方（ガイドライン）に関すること
- （2）その他上記の検討に関連する事項

4 座長

- （1）証明方法検討部会に会を代表する座長をおく。
- （2）座長は全国木材組合連合会会長が指名する。

5 事務局

事務局は全国木材組合連合会におく。

6 情報の公開

検討結果の概要を全国木材組合連合会のホームページにおいて公表する。

違法伐採総合対策推進協議会

証明方法検討部会名簿

平成18年6月

(五十音順)

氏名	所属・役職
近江 克幸	日本合板工業組合連合会(専務理事)
大橋 泰啓	日本木材輸入協会(専務理事)
柿澤 宏昭	北海道大学農学部(教授)
上河 潔	日本製紙連合会(常務理事)
絹川 明	日本林業経営者協会(専務理事)
木下 紀喜	全国森林組合連合会(副会長)
黒木 亮	日本集成材工業協同組合(専務理事)
後藤 武夫	全日本木材市場連盟(専務理事)
後藤 隆一	全国木材組合連合会(副会長)
小浜 崇宏	熱帯林行動ネットワーク(事務局長代行)
坂本 有希	地球・人間環境フォーラム(フェアウッド・キャンペーン担当)
佐々木 巖	全国素材生産業協同組合連合会(専務理事)
杉原 昌樹	日本林業同友会(専務理事)
藤間 剛	森林総合研究所(国際研究推進室長)
中川 清郎	日本林業協会(専務理事)
中澤 健一	FoEジャパン(森林担当)
永田 信	東京大学大学院農学生命科学研究科(教授)
橋本 務太	WWFジャパン(森林担当)

計 18名

(オブザーバー)

関係省庁	・林野庁	・経済産業省
	・国土交通省	・環境省
	・外務省	・財務省